

## アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書(その4)

～回答書の遅延理由の説明と追加の質問及び要請について～

(2026.08.30)

近隣住民一同

### ●元請け:馬淵建設(株) 代表取締役 馬淵 圭雄 様

令和8年 8 月18日、町内会館に複数の近隣住民が参集し、アスベスト除去工事の事実上の説明会を受け、近隣住民が用意していた同日付の「アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書」、「アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書(その2)」を貴社の作業所長及びアスベスト除去の専門工事業者である創勝の責任者に交付した。質問及び要請事項は、極々基本的なものであり、質問及び要請書に関し、書面にて回答することを貴社及び専門工事業者の担当者らは了解した。

その後、擁壁解体部分のアスベストの含有の有無につき、調査を行っていない箇所があるのではとの新たな疑念が生じ、「アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書(その3)」(8/25付け)をPDFにした書簡を貴社の作業所長他にメール送信した。同日、貴社の建築営業部の担当課長から返信メールがあり、「ご指摘の事項については、現在、事業主及び関係者と確認中です。必要な事項については、確認のうえ適切に対応いたします。」との応答があったのみで、その後の回答は一切ない。

また、近隣住民が上記書簡を交付するに当たり、アスベスト除去工事を開始するまで(足場の設置を含む)に回答することを要請している。しかしながら、12日間が徒過するも、貴殿らからの回答の素振り是一向になく、8月4日にアポなし戸別訪問時に投函した資料に記載された①8月24日からのアスベスト除去のための足場の設置予定は延伸し、②9月1日からのアスベスト除去工事開始に至っては、着工時期が不明なままとなり、元請けとして、説明責任が未だない。

近隣住民が知り得る唯一の情報源である現場出入口に掲げてある週間工程の看板によれば、少なくとも9月3日までは「準備工事」と掲示され、アスベスト除去工事は行われない模様であるが、近隣住民は建築主 FJ ネクストの開発工事の説明から土壤汚染の除染工事の説明の際と同様に、馬淵建設も住民からの質問等を無視し、回答書を交付せず、アスベスト除去工事を強行突破するとの不安が過るものである。

そこで、下記に、追加の質問及び要請を行うので、アスベスト除去工事を開始するまで(足場の設置を含む)に、書面にて懇切丁寧に回答し、近隣住民の十分な理解を得た上で、工事に着手されたい。

## 記

### 1 回答書遅延理由の説明責任、及び回答可能なものから順次回答すること

元請け馬淵建設及び2次下請けのアスベスト除去の専門工事業者である創勝に対する質問及び要請書の回答の遅延理由を明らかにされたい。また、回答可能な部分から、順次回答書を早め早めに作成し、近隣住民に送付されたい。

何故ならば、近隣住民が回答内容を熟読・理解した上で、疑問に思った箇所につき再質問を行うのには、少なくとも1週間程度の時間を要することから、貴殿等の回答が遅れることは、アスベスト除去工事の着手が、貴殿等の責任において遅延する結果となることを確認されたい。

近隣住民は、工事を遅らせることが目的ではなく、アスベスト除去工事に関して、十分理解し、納得した上で、アスベスト除去工事中に、安心して日常生活を営むことが最重要と考える。近隣住民の気持ちを、元請けとして斟酌の上、回答できる質問及び要請事項に関し、順次回答をすることを再度要請する。

### 2 アスベスト存在箇所に関する元請け・下請けの認識の齟齬について

近隣住民は、7/8 に開催された新築工事の説明会の際に、作業所長との質疑応答において、「アスベストは、ナマコ壁の表面塗装材に含まれている。」との回答を得た(8/7付け送付の事業者側作成の議事録に明確に記載済み、かつ、録音もある)。

ところが、8/18の説明会の際に、アスベスト除去の専門工事業者の創勝の責任者は、「ナマコ壁のアスベストが存在する箇所は、ナマコ壁の仕上げ用の下地モルタルである。」と、近隣住民に説明をした。

8/18の説明会の席で、馬淵建設の作業所長は、「事業者側が実施したアスベストの有無の調査結果を引き継いでいる。」との見解を示したが、元請けと専門工事業者では認識が異なり、ナマコ壁におけるアスベストの存在箇所が表面塗装材なのか？下地モルタルなのか？判然としない。存在箇所によってアスベスト除去工事の作業方法に大きな差異が生じることから、いずれに該当するのか再度回答されたい。

### 3 アスベスト存在が下地モルタルの場合の湿潤化は、一体どうするのか？

ナマコ壁のアスベストの存在箇所が、仕上げ用の下地モルタルとなった場合、アスベスト除去に係る湿潤化は、2層状態(上部:表面塗装材の塗膜、下部:下地モルタル)の下部の下地モルタルの湿潤化とる。その場合、上面の塗装材が飛散防止剤(湿潤材と同意語)を弾いてしまい、一体どのように下部の下地モルタルまで十分な湿潤化を図れるのか、大きな疑問が存在する。

本件アスベスト除去作業では、下地モルタルの湿潤化を図るため、ディスクグラインダーで剥がしている作業中は、常時、霧状の飛散防止剤を噴霧し続けなければ、実効性は無いものである。また、その作業状態では、作業場所の高温と相まって、飛散防止剤に含まれた呼吸毒性の成分の揮発性が増大し、結果、その呼吸毒性は一層高くなり、防毒マスクの装着なしには困難な作業となる。

現場で使用している飛散防止剤(アスウエット G 又は As ベスターG)に関しては、いずれの薬剤を使用しても、SDSの注意書きで「呼吸毒性があり、屋外及び換気の良い場所での作業」が指定されている。従って、今回の密閉状態(レベル1に準じた飛散防止対策)での負圧にしての作業とは真逆なものとなり、飛散防止剤の使用は、SDSの使用上の注意書きに相反する作業となる。また、それでも密閉状態で作業を選択するとしたら、有機溶剤系の防毒マスクと防じんマスクの両方に対しての措置が各々必要となる。その場合、両者に対応した具体的な措置とは、どの様なものか教示頂きたい。

また大量の飛散防止剤を常時噴霧の状態で使用した場合、流れ落ちる飛散防止剤にはアスベストの含有のおそれがあるが、その際、飛散防止剤の回収方法はどの様にするのかも併せて教示頂きたい。

#### **4 事実上レベル2の作業となり、監督署への届出が必要になるのでは？**

上記3の状況下におけるアスベストの湿潤化を施す作業は、事実上困難となり、その実態は乾式での作業に限りなく近づくことを意味し、それはレベル2の作業となる。そうすると、本件アスベスト除去作業は、労働基準監督署への事前の届出が必要な作業となるが、監督署に確認の上、元請けとしての見解を明らかにされたい。

#### **5 ナマコ壁に関するアスベストの有無の調査の再確認について**

令和8年8月17日に、現場出入口に掲げられた「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」との A3判の看板には、馬淵建設所属の社員と思われる一般建築物含有建材調査者が明示され、同人が事前調査・試料採取を行ったと記載されている。

一般的に、本件の様にアスベストが使用されていた時期のナマコ壁に関しては、

- ①ナマコ壁の下地モルタルの垂れ止め防止としてのアスベストの使用
- ②ナマコの形を成型する際に、ひび割れ防止としてのアスベストの使用
- ③平瓦を張り合わせる際の目地(漆喰部分)や、瓦を壁面に固定するための接着剤・ボンド類にアスベストの使用

が推認され、上記3箇所の調査が必要と言われている。

8/18の説明会の場においては、上記①及び②に関してアスベスト除去工事を行うと専門工事業者の創勝の責任者が説明したが、本件ナマコ壁に関し上記①～③の部分の試料採取及び分析結果を、改めて明らかにされたい。また、調査が行われていなかった場合は、早急に試料採取を行いその結果を明らかにされたい。

## **6 この夏の暑い時期に、過酷な作業環境のアスベスト除去工事を決定したのか？**

この真夏の暑い時期に、密閉状態にした上に、熱を逃がさない様な特殊な作業服及び呼吸用保護具を利用した作業は、熱中症の発生リスクが付きまとう極めて危険、かつ、命懸けの作業である。そして、そのような過酷な作業を行うのは、下請けの専門工事業者であり、現場で事故が発生した際に被災するのは、末端の作業員となる。

アスベスト除去工事が馬淵建設で行う予定になったのは、昨年10月である。潤沢な準備・検討期間があったにも拘らず、何故、この夏の暑い時期に、態々、アスベスト除去工事を施工することになったのか、その経緯を説明されたい。

## **7 洋光台第一小学校への再々度の説明状況について**

今回のアスベスト除去工事の作業箇所は、建物の中とは異なり、敷地の外周部のナマコ壁での作業であることから、近隣住民の住宅に近接し、かつ、通学路の真上での作業である。従って、どのような作業になるのか？レベル1の作業環境での作業が、果たして可能なのか否か？近隣住民及び、学童の保護者の方々は、不安を募らせている。

通学路の真上でのアスベストの除去工事であることから、近隣住民は、8/18の説明会の際に、第一小学校に作業内容を正確に説明し、保護者にその情報を開示することにより、保護者及び児童がアスベスト除去工事中に本件工事現場周辺を通学路として使用しない選択が出来るように要請した。その結果、8/21に作業所長から「弊社としまして、小学校へ再度説明に伺う所存です。」との返信メールを住民まとめ役が受信した。

作業所長が、再度、第一小学校に説明に行った日時、小学校側の対応者の役職、作業所長の説明内容及び小学校側が理解した内容の詳細を回答されたい。

## **8 ポリシート養生に、風圧が掛かった場合の密閉性の確保は大丈夫か？**

本件アスベスト除去工事は、ナマコ壁の外周に沿って、足場を組み立て、ナマコ壁全体にポリシート養生を行い、飛散防止対策を行うとのポンチ絵が開示された。

しかしながら、8/18の説明会の際に、近隣住民が、洋光台は風が強い地域であることをアスベスト専門工事業者の創勝の責任者に指摘した上で、「薄いポリシートの脆弱な養生では、風圧が掛かった際に、内部の空気が漏れるのと同時に除去中のアスベストが外部に漏れるのでは？」と問い質した。その場で、創勝の責任者は、馬淵建設の作業所長に「仮囲いの高さは？」と質問したが「3メートル余り」との回答を聞き置いただけで、住民からの質問の真意には答えなかった。

本件、薄いポリシートによる養生では、強風が吹いた際の風圧の影響により、ナマコ壁の表面及び裏面の養生シートの密閉性を確保することは極めて困難であることから、ナマコ壁全体を養生鋼板等で囲い込む必要があると考えるが、元請け馬淵建設の見解を明らかにされたい。

## 9 まとめ

馬淵建設は、アスベスト除去工事の専門工事業者である2次下請けの創勝の責任者の助言を得ながら、回答を作成中と思われるが、回答に当たっては、上記1～8の内容に関し、更に留意した上で、回答書の作成をすることを要請する。

また、回答書の内容に、更なる疑問が生じた場合は、再質問書を提示するので、アスベスト除去工事を行う創勝のホームページ記載の「近隣住民に詳細説明を丁寧に行い、不安を解消し納得いただけるまで対応します。」に則した行動を、元請け馬淵建設も行うことを再度要請する。

既に、回答書を近隣住民宛てに郵送した後（本件書簡と行き違い）であれば、上記2～8に関して回答書での説明が十分に果たされていない場合は、至急、その部分についての補足説明をした回答書を送付されたい。

なお、本書簡の質問及び要請事項の記載内容に関し、不明な点があれば書面にて照会されたい。

以上

注）本書簡は、個人情報保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴殿らの回答書についても同様な扱いとする。